

議 会 資 料	議案第 25 号
健康推進課	

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

志摩市阿児健康増進センターの利用の許可に関して、利用促進の観点から、営利目的であるか否かにかかわらず、市民の福祉の向上、健康の保持及び増進を図るという設置目的に則したものであれば、利用可能とするため、条例の一部を改正します。

2. 改正する条例の要点

第8条第2項において、利用を許可しないものとして規定されているもののうち、第1号の「営利を目的とするとき。」を「センターの設置目的に反すると認められるとき。」に変更します。

3. 改正による効果等

志摩市阿児健康増進センターを幅広く利用することが可能となり、これまで以上に市民の活動が広がり、市民の健康の維持・向上につながることを期待できます。

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第160号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用の許可） 第8条 （略） 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。 （1） <u>営利を目的とするとき</u>。 （2）～（5） （略） 3 （略）	（利用の許可） 第8条 （略） 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。 （1） <u>センターの設置目的に反すると認められるとき。</u> （2）～（5） （略） 3 （略）